

次期北上市環境基本計画(案) に対するパブリックコメント

望ましい環境のすがた

「ともに育み未来につなぐ 水清く緑あふれる

環境共生都市 きたかみ」

市では、水と緑豊かな環境を守り、育て、将来の世代に引き継いでいくために「北上市環境を守り育てる基本条例(平成11年)」を制定しています。

環境基本計画は、この条例の第8条の規定に基づき策定するもので、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する役割を担います。

問い合わせ

生活環境課

内線 3425-3426

環境基本計画基本目標

1 健康で安全・快適に暮らせるまち

良好な生活環境を確保するとともに、うるおいある都市環境を創造し「健康で安全・快適に暮らせるまち」づくりを進めます。

2 恵み豊かな自然と共に生きるまち

豊かな自然環境を守り育て、その恵みを将来にわたり享受できるよう「恵み豊かな自然と共に生きるまち」づくりを進めます。

3 環境負荷の少ない循環型のまち

ごみの減量や資源の有効利用を促進し「環境負荷の少ない循環型のまち」づくりを進めます。

4 地球の未来を考え行動するまち

一人ひとりが日常の暮らしと地球環境との関わりを理解し「地球の未来を考え行動するまち」づくりを進めます。

5 すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち

情報交換や交流、施策形成への参画促進を図り「すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち」づくりを進めます。

市では、北上市環境基本計画が平成22年度で計画期間を終了することから、23年度から32年度までの計画期間とする次期計画の策定を進めています。

この計画(案)がまとまりましたので、公表し、ご意見を募集します。計画(案)に関する意見のほか、環境施策全般に関する意見も併せてお寄せください。

■計画(案)の閲覧

計画(案)は3庁舎、中央・江釣子・和賀図書館、各地区の交流センター、市のホームページでご覧いただけます。

■提出方法

1月21日(金)までに住所、氏名を記入し、次の方法で生活環境課あて

に提出してください。

①意見応募箱 閲覧場所に備え付けます

②電子メール

seikatsu@city.kitakami.iwate.jp

③ファクス 64-2173

④郵送 〒024-8501

(住所記載不要)

※市外の人で市内に通勤(学)している人は通勤(学)先を、団体、事業所などの場合は代表者名を記入してください。なお、電話・口頭では受け付けできません。

■その他

ご要望があれば、計画(案)について説明に伺い、その場でご意見をお聞かせください。10人以上で申し込みください。

次期北上市ごみ処理基本計画(案) に対するパブリックコメント

ビジョン

「ごみゼロを考え行動する、
循環型社会の貢献者へ」

ごみ処理基本計画は、国の定める「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物を取り巻く状況を踏まえ、北上市の今後のあり方と具体的な方策について明らかにしようとするものです。

ごみ処理基本計画基本方針

- 1 市民、事業者、行政がそれぞれ資源循環の役割と責任を果たしていきます。
- 2 循環型社会を築いていきます。
- 3 3Rの推進に努め、総合的なごみ管理を行っていきます。
- 4 環境に配慮し、効率的なリサイクルと安全・安心なごみ処理を進めます。

市民生活、事業活動の各段階において3Rを推進し、ごみの発生そのものが少ない排出抑制された社会を目指します。また、ごみが発生しても資源として再利用できる社会への転換を市民、事業者、行政が協働し、推進していくごみゼロ社会形成に向けた施策を展開します。

※3Rとは、リデュース・リユース・リサイクルのことです。

市では、北上市ごみ処理基本計画が平成22年度で終了することから、23年度から32年度までを計画期間とする次期計画を策定中です。この計画(案)がまとまりましたので、公表し意見を募集します。

■計画(案)の閲覧

計画(案)は3庁舎、中央・江釣子・和賀図書館、各地区の交流センター、市のホームページでご覧いただけます。

■提出方法

1月21日(金)までに住所、氏名を記入し、次の方法でクリーン推進課あてに提出してください。

① 電子メール

clean@city.kitakami.iwate.jp

② ファクス 64-12173

③ 郵送 〒024-8501

(住所記載不要)

※市外の人で市内に通学・通勤している人は、通勤先なども書いてください。なお、電話・口頭では受け付けできません。

問い合わせ

クリーン推進課

内線 3434-3436

■ごみの収集量



■ごみ総量

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
家庭系	20,208	20,115	19,613	19,083	16,519
事業系	8,768	8,875	8,700	8,562	7,872

※事業系の総量には、資源ごみを含んでいません。

不法投棄

不法投棄、ポイ捨てなどは、市民からの情報提供や市のごみ減量専任指導員のパトロールで対応していますが、不法投棄があった場合は投棄した人の確認を行い、警察と協力しながら処理しています。また、定期パトロールや清掃活動の実施、監視カメラや看板の設置などで不法投棄の防止に努めています。

※不法投棄した人は5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金に処せられます。

